

鹿沼市保安林業務取扱要領

目 次

	ページ
第1 立木の伐採及び立竹の伐採等	… 1
I 立木の伐採	… 1
1 伐採許可申請書の処理	… 1
2 伐採期間延長申請の処理	… 1
3 択伐・間伐届出書の処理	… 2
4 緊急伐採届出書の処理	… 2
5 その他の届出書の処理	… 3
6 植栽義務例外認定請求書の処理	… 3
7 伐採の協議の処理	… 4
8 伐採地の照査	… 4
9 伐採整理簿の調整	… 4
II 立竹の伐採等	… 5
1 立竹の伐採等許可申請の処理	… 5
2 立竹の伐採等の届出の処理	… 6
3 立竹の伐採等の照査	… 6
4 立竹の伐採等の協議の処理	… 6
5 立竹の伐採等行為整理簿の調整	… 6
第2 保安林の植栽	… 7
1 植栽義務履行の確認	… 7
第3 保安林の監督処分	… 7
1 指導監督	… 7
第4 保安林台帳	… 7
1 台帳の保管	… 7
2 台帳の記載	… 7
3 台帳の閲覧	… 8
4 台帳の貸出し及び持ち出し	… 8
第5 様式等の部	… 9

第1 立木の伐採および立竹の伐採等

I 立木の伐採（法第34条第1項）

1 伐採許可申請書の処理（令第4条の2第1項及び第2項並びに規則第22条の5から第22条の7）

(1) 申請書の受理

立木伐採許可申請書（様式第1号）が提出されたときは、内容及び現地について適否判定等調査調書（皆伐は様式第40号、択伐は様式第41号）により必要な調査を行い、次に掲げる事項に関する審査を行うものとする。

ア 提出期日

皆伐 伐採面積の限度公表の日から起算して30日以内

択伐 伐採開始日の30日前まで

イ 提出部数 添付図を含め2通

ウ 申請書の様式（添付図を含む。）及び記載事項

エ 申請者の資格

森林所有者及び立木を伐採することができる権利について検討する。

オ 保安林台帳及び指定施業要件の内容との照合

カ 伐採面積（材積）の限度

(2) 申請書の補正及び却下（処理基準第4の1）

予備審査及び実地調査の結果、不備であるが補正すれば受理できるときは申請者に対し直ちにその補正（様式第2号）を求め、補正することができないときは申請者に対し理由を付した書面（様式第3号）を送付することにより却下するものとする。

(3) 許可又は不許可の決定（令第4条の2第5項）

ア 申請書を受理したときは、択伐にあつては申請書提出の日から起算して30日以内に、皆伐にあつては皆伐面積の限度公表の日から起算して30日を経過した日から起算して30日以内に許可又は不許可の決定を行い、その結果を申請者に対し通知するものとする。

イ 許可の通知は許可決定通知書（様式第4号）をもって行い、不許可の通知は不許可決定通知書（様式第5号）をもって行うものとする。

ウ 許可決定通知書には条件を付記し、不許可決定通知書には不許可の理由を付記するものとする。

(4) 縮減許可（法第34条第4項、令第4条の3）

申請に係る伐採面積又は伐採材積の縮減については、令第4条の3の伐採面積等を縮減して許可する場合の基準により行うものとする。

2 伐採許可期間延長申請書の処理（規則第22条の7の様式）

(1) 申請書の受理

許可条件に基づく伐採期間の延長申請書（様式第6号）の提出があった場合は、

様式の正否および記載事項を審査するものとする。

(2) 適否の判定

申請書を受理したときは、許可期間内に伐採が終了できない正当な理由の有無を確認し、適否の判定をするものとする。

(3) 許可又は不許可の決定通知

許可は許可決定通知書（様式第7号）をもって行い、不許可は不許可決定通知書（様式第8号）をもって行うものとする。

3 択伐・間伐届出書の処理（法第34条第1項第2号及び第3号）

(1) 届出書の受理

保安林内択伐届出書（様式第9号）又は保安林内間伐届出書（様式第10号）が提出されたときは、内容及び現地について適否判定等調査調書（択伐は様式第42号、間伐は様式第43号）により必要な調査を行い、次に掲げる事項に関する審査を行うものとする。

ア 提出期日

伐採開始日の90日前から20日前までとする。

イ 提出部数 添付図を含め1通

ウ 申請書の様式（添付図を含む。）及び記載事項

エ 申請者の資格

森林所有者及び立木を伐採することができる権利について検討する。

オ 保安林台帳及び指定施業要件の内容との照合

カ 伐採材積の限度

(2) 変更命令

届出書の記載内容が指定施業要件に適合しない場合、択伐又は間伐の計画を変更すべき旨を命じることとする（様式第12号）。

(3) 届出書の受理

択伐又は間伐届出書を受理する場合は、申請者に対し受理通知書（様式第13号）を送付するものとする。

4 緊急伐採届出書の処理（法第34条第9項及び規則第22条の14）

(1) 届出書の受理

保安林内緊急間伐届出書（様式第14号）が提出されたときは、内容及び現地について適否判定等調査調書（様式第44号）により必要な調査を行い、次に掲げる事項に関する審査を行うものとする。

ア 提出期日 伐採その他の行為の終わった日から起算して30日以内

イ 提出部数 添付図を含め1通

ウ 申請書の様式（添付図を含む。）及び記載事項

エ 申請者の資格

森林所有者及び立木を伐採することができる権利について検討する。

オ 保安林台帳及び指定施業要件の内容との照合

カ 伐採材積の限度

(2) 届出書の補正及び却下（処理基準第4の1）

予備審査及び実地調査の結果、不備であるが補正すれば受理できるときは申請者に対し直ちにその補正（様式第15号）を求め、補正することができないときは申請者に対し理由を付した書面（様式第16号）を送付することにより却下するものとする。

(3) 届出書の受理

緊急伐採届出書を受理する場合は、申請者に対し受理通知書（様式第17号）を送付するものとする。

5 その他の届出書の処理（法第34条第1項第9号）

(1) 届出書の受理

法第34条第1項第9号及びこれに基づく規則第22条の8第1項第5号から第9号による伐採届出書（様式第18号）が提出されたときは、内容及び現地について適否判定等調査調書（様式第44号）により必要な調査を行い、次に掲げる事項に関する審査を行うものとする。

ア 提出期日 伐採を使用とする日の2週間前まで

イ 提出部数 添付図を含め1通

ウ 申請書の様式（添付図を含む。）及び記載事項

エ 申請者の資格

森林所有者及び立木を伐採することができる権利について検討する。

オ 保安林台帳及び指定施業要件の内容との照合

カ 伐採材積の限度

(2) 届出書の補正及び却下

予備審査及び実地調査の結果、不備であるが補正すれば受理できるときは申請者に対し直ちにその補正（様式第19号）を求め、補正することができないときは申請者に対し理由を付した書面（様式第20号）を送付することにより却下するものとする。

(3) 届出書の受理

その他の届出書を受理する場合は、申請者に対し受理通知書（様式第21号）を送付するものとする。

6 植栽義務例外認定請求の処理（規則第22条の15第2号）

(1) 請求書の受理

植栽義務例外認定請求書（様式第22号）を受理したときは、保安林内の立木の伐採の内容について、適否判定等調査調書（様式第42号）により調査を行うものとする。

(2) 認定又は不認定の通知

認定は保安林内植栽義務例外認定通知書（様式第23号）をもって行い、不認定は保安林内植栽義務不認定通知書（様式第24号）をもって行うものとする。

7 伐採の協議の処理(法第34条第1項第9号及び規則第22条の8第1項第10号)

(1) 協議書の受理

国有林を管理する機関から提出される立木伐採の協議書(様式第25号)を受理するときは、次に掲げる事項に関する審査を行うものとする。

ア 記載事項(添付図を含む。)の正否

イ 協議の期日

令第4条の2第1項及び第2項の規定による。

ウ 保安林台帳及び指定施業要件の内容との照合

エ 提出部数 1通

(2) 補正及び却下

第1-I-1-(2)の規定を準用する。

(3) 同意又は不同意の決定

第1-I-1-(3)の規定を準用する。

(4) 縮減による同意

第1-I-1-(4)の規定を準用する。

(5) 同意又は不同意の通知

同意は立木伐採同意書(様式第26号)をもって行い、不同意は立木伐採不同意書(様式第27号)をもって行うものとする。

8 伐採跡地の照査

伐採許可申請(皆伐又は択伐)に係る伐採完了届又は緊急伐採届を受理した場合及び択伐又は間伐届出による伐採の期間が満了した場合は、速やかに現地調査を行い、適否判定調書(様式第40号から第45号)に記載するものとする。

9 伐採整理簿の調整

保安林における立木の伐採の状況を明らかにするため、伐採年度ごとに次に掲げる事項を伐採整理簿(様式第46号から第50号)に記載するものとする。

(1) 皆伐面積の限度の公表

(2) 許可申請又は協議の受理

(3) 縮減による許可又は同意

(4) 許可若しくは不許可又は同意若しくは不同意の決定

(5) 伐採期間の延長許可の決定

(6) 伐採届出の受理

(7) 伐採跡地の照査

II 立竹の伐採等(法第34条第2項)

1 立竹の伐採等許可申請の処理

(1) 申請書の受理

立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹

根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更行為の許可申請書（様式第35号）を受理するときは、次に掲げる審査を行うものとする。

ア 予備審査

(ア) 様式（添付図を含む。）の正否及び記載事項

規則第22条の9の規定による申請書の様式により検討する。

(イ) 申請書の資格

立竹の伐採等行為を行うことのできる権限（国有保安林にあっては当該行為に関する森林管理署長の同意書）の有無

(ウ) 保安林台帳との照合

(エ) 提出部数 添付図を含め2通

イ 申請地の調査

予備審査の終了した申請書は、現地調査を行い、記載事項の正否を確認の上、その結果にもとづいて適否判定調書（様式第45号）を作成する。

(2) 申請書の補正及び却下

第1-I-1-(2)の規定を準用する。

(3) 適否の判定（法第34条第5項）

受理した申請書は、適否判定基準により申請の内容が保安林の指定目的の達成に及ぼす影響の有無について確認し、支障がないと認められるときは、速やかに許可の決定をし、申請者に対し通知するものとする。

(4) 許可又は不許可の決定通知

ア 許可は許可決定通知書（様式第31号）をもって行い、不許可は不許可決定通知書（様式第32号）をもって行なうものとする。この場合において、許可については条件を付するものとする。

イ 当該許可に係る行為に着手したときは行為着手届出書（様式第51号）を、当該許可に係る行為を終了したときは行為完了届出書（様式第52号）を提出するよう申請者に対し指導するものとする。

2 立竹の伐採等の届出の処理

(1) 法第34条第9項に係る緊急立竹の伐採等の届出（様式第14号）の受理については、立木の緊急伐採の届出の受理（第1-I-4-(1)）に準ずる。

(2) 規則第22条の11第2項に係る保安林内下草、落葉又は落枝の採取届出（様式第33号）の受理については、立木の伐採届出の処理（第1-I-5-(1)）に準ずる。

3 立竹の伐採等の照査

保安林内（立竹の伐採等行為）完了届出書、緊急立竹の伐採等届出及び保安林内下草、落葉又は落枝の採取届出を受理した場合並びに許可に係る行為の期間が満了した場合は、速やかに現地調査を行い、適否判定調査等調書（様式第45号）に記載するものとする。

4 立竹の伐採等の協議の処理（法第34条第2項第6号及び規則第22条の11第1項第5号）

(1) 協議書の受理

国有林を管理する機関から提出される立竹の伐採等の協議書（様式第34号）を受理するときは、次の審査を行なうものとする。

ア 記載事項（添付図を含む。）の正否

イ 保安林台帳との照合

ウ 提出部数 添付図を含め1通

(2) 補正及び却下

第1-Ⅱ-1-(2)の規定を準用する。

(3) 同意又は不同意の通知

同意は立竹の伐採等同意書（様式第35号）をもって行い、不同意は立竹の伐採等不同意書（様式第36号）をもって行うものとする。

5 保安林内立竹伐採等行為整理簿の調整

保安林における立竹の伐採等行為の状況を明らかにするため、次に掲げる事項を保安林内立竹伐採等行為整理簿（様式第50号）に記載するものとする。

(1) 許可申請（協議）の内容

(2) 許可（同意）又は不許可（不同意）の決定

(3) 許可の条件等

第2 保安林の植栽（法第34条の4及び規則第22条の15）

1 植栽義務履行の確認

立木の伐採が行なわれたもののうち、当該保安林に係る指定施業要件に定められている植栽の指定がされているもの及び許可の条件として植栽を付したものは、植栽が行なわれたか否かを確認し、その結果を保安林内立木伐採整理簿（様式第46から第50号）に記載するものとする。

第3 保安林の監督処分（法第38条）

1 指導監督

保安林における制限（法第34条第1項及び第2項）を遵守し、植栽の義務（法第34条の4）を履行するよう指導するとともに、当該制限等に対する違反行為を発生した場合は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(1) 立木の違反伐採、土地の形質変更等の違反行為に対する監督処分

無許可若しくは条件違反又は偽りその他不正な手段によって許可を受けて立木の伐採又は土地の形質変更等の行為をした者に対し、その中止を命じ、造林又は復旧に必要な行為を命じることとする。

(2) 許可の取消しの処分

立木の伐採又は立竹の伐採等の許可を受けた者に対し、第3-1-(1)の規定による違反行為の中止を命じたにもかかわらずこれに従わない場合は、当該許可を書面（様式第37号、38号）をもって取り消すものとする。この場合において、処分は、無許可による伐採又は行為として取扱うものとする。

(3) 植栽の義務違反に対する監督処分

指定施業要件に定められた植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従って植栽をしない場合は、指定施業要件に定められている樹種を同一の方法により植栽すべき旨を命令するものとする。

第4 保安林台帳（法第39条の2）

1 台帳の保管

(1) 保安林台帳は、亡失または汚損することのないよう留意し、永久にこれを保管するものとする。

(2) 全面積が指定を解除された保安林に関する台帳であっても、バインダー式帳簿から取り除かず編綴しておくものとする。

2 台帳の記載

台帳の記載及び記載事項の訂正は、次に定めるところにより行なうものとする。

(1) 県からの通知に基づくもの

- ア 異動による訂正
 - イ 解除による訂正
 - ウ 指定施業要件変更による訂正
 - エ 監督処分
- (2) 市町長が自ら行なうもの
(施業等の沿革)
- ア 立木の伐採
 - イ 植栽
 - ウ 立竹の伐採等
 - エ 保安施設事業

3 台帳の閲覧

台帳の閲覧を求められた場合は、保安林台帳閲覧申出簿（様式第39号）に所定の事項を記載させて閲覧させるものとする。

4 台帳の貸出し及び持ち出し

台帳（付属図を含む。）の貸出し及び持ち出しは、原則として禁止する。ただし、市町職員が所属長の許可を受けて、台帳の整備を目的とする調査等のために持ち出す場合は、この限りでない。

第5. 様式等の部

	様式番号
I 立木の伐採	
8 保安林内立木伐採許可申請書	1
9 保安林内立木伐採許可申請書の補正指示書	2
10 保安林内立木伐採許可申請書の却下通知書	3
11 保安林内立木伐採許可決定通知書	4
12 保安林内立木伐採不許可決定通知書	5
13 保安林内立木伐採期間延長許可申請書	6
14 保安林内立木伐採期間延長許可通知書	7
15 保安林内立木伐採期間延長不許可通知書	8
16 保安林内立木伐採（完了）届出書	9
17 保安林内択伐届出書	10
18 保安林内間伐届出書	11
19 保安林内択伐・間伐届出書の変更指示書	12
20 保安林内択伐・間伐届出書の受理通知書	13
21 保安林内緊急間伐届出書	14
22 保安林内緊急間伐届出書の補正指示書	15
23 保安林内緊急間伐届出書の却下通知書	16
24 保安林内緊急間伐届出書の受理通知書	17
25 保安林内立木伐採届出書	18
26 保安林内立木伐採届出書の補正指示書	19
27 保安林内立木伐採届出書の却下通知書	20
28 保安林内立木伐採届出書の受理通知書	21
29 植栽義務例外認定請求書	22
30 植栽義務例外認定通知書	23
31 植栽義務例外認定不認定通知書	24
32 保安林内立木伐採協議書	25
33 保安林内立木伐採同意書	26
34 保安林内立木伐採不同意書	27
II 立竹の伐採等	
35 保安林内（立竹の伐採等行為）許可申請書	28
36 保安林内（立竹の伐採等行為）補正指示書	29
37 保安林内（立竹の伐採等行為）却下通知書	30
38 保安林内（立竹の伐採等行為）許可通知書	31
39 保安林内（立竹の伐採等行為）不許可通知書	32
58 保安林内（立竹の伐採等行為）着手届	51
59 保安林内（立竹の伐採等行為）完了届	52

4 0	保安林内下草、落葉又は落枝の採取届出書	3 3
4 1	保安林内（立竹の伐採等行為）協議書	3 4
4 2	保安林内（立竹の伐採等行為）同意書	3 5
4 3	保安林内（立竹の伐採等行為）不同意書	3 6
III 監督処分		
4 4	保安林内立木伐採許可取消通知書	3 7
4 5	保安林内（立竹の伐採等行為）許可取消通知書	3 8
IV 保安林台帳		
4 6	保安林台帳閲覧申出簿	3 9
V その他		
4 7	保安林内立木伐採（皆伐）許可申請に係る適否判定等調査調書	4 0
4 8	保安林内立木伐採（択伐）許可申請に係る適否判定等調査調書	4 1
4 9	保安林内立木伐採届出に係る適否判定等調査調書	4 2
5 0	保安林内立木伐採届出に係る適否判定等調査調書	4 3
5 1	保安林内緊急伐採等届出適否判定等調査調書	4 4
5 2	保安林内土地の形質変更行為等許可申請適否判定等調査調書	4 5
5 3	保安林立木伐採整理簿 1（皆伐）	4 6
5 4	保安林立木伐採整理簿 2（択伐）	4 7
5 5	保安林立木伐採整理簿 3（届出）	4 8
5 6	保安林立木伐採整理簿 4（間伐）	4 9
5 7	保安林立竹伐採等行為整理簿	5 0

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。